

3. 鹿島台地域における水害とまちづくり

3. 鹿島台地域における水害とまちづくり

3.1 鹿島台地域の水害と治水対策

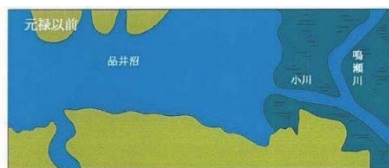
(1) 治水対策の沿革

大崎市鹿島台地域には、かつて広大な品井沼が広がっており、吉田川と鶴田川が流入し、小川を通じて鳴瀬川に合流していた。洪水時には鳴瀬川からの逆流により度々氾濫被害を受ける地域であったため、長い年月をかけて大規模な治水事業が行われてきた。

まず、元禄年間にこの地域の水を直接松島湾に排水することで、新たな新田開発を行うこととなり、高城川と元禄潜穴が開削され、品井沼の水の一部が松島湾に流出することとなった。

明治年間に入ると、度重なる修繕の甲斐なく元禄潜穴の機能が維持出来なくなり、洪水被害が頻発するようになったため、「わらじ村長」の名で知られる鎌田三之助らの尽力により、新たに明治潜穴が開削され、品井沼の新田開発が促進した。

大正年間には、宮城県は江合・鳴瀬・吉田の3川を合流させる壮大な計画を立て、その重要性から大正10年以降は国の事業として施工された。その後、昭和年間には、品井沼流域を鳴瀬川から分離するため、掘削・堤防建設、鳴瀬川の洪水が吉田川に逆流することを防ぐ背割堤工事が本格化し、他にも吉田川と鶴田川が立体交差する幡谷サイフォンの設置、新江合川の開削が行われた。



○ 元禄以前
かつては面積 1,800ha に及ぶ品井沼が広がり、沼には吉田川、鶴田川が注ぎ、小川によって鳴瀬川へと通じていました。



○ 元禄年間
品井沼沿岸は、洪水時には鳴瀬川の逆流によって度々被害を被りました。そこで水害を無くし、また新たに水田を開くことを目的として、品井沼の水を直接松島湾に排水すべく高城川元禄潜穴が開削されました。



○ 明治年間
明治にはいると、度重なる修繕の甲斐なく元禄潜穴の機能維持ができなくなり、毎年のように水害が続きました。そこで新潜穴（明治潜穴）が開削され、開拓面積はさらに広がりました。



○ 大正～昭和
新潜穴開削後も、もとよりその排水能力が不十分なことから洪水の脅威は解消されませんでした。そこで抜本的工事として吉田川の改修が計画され、品井沼の水はサイフォンによって吉田川を横過することで、吉田川と品井沼が分離されました。



○ 昭和～現在
サイフォン完成後、品井沼の干拓はほぼ終了し、現在見られるような美田と化しました。しかしながら昭和22年、23年の相継ぐ水害に鑑み、吉田川の再改修事業と共に鶴田川の改修事業が着工されました。その後、昭和33年9月の洪水を契機に品井沼遊水地を含む現改修計画が決定され、現在に至っています。



元禄潜穴



明治潜穴



背割堤

図 3-1 大崎市鹿島台地域の治水事業の沿革

出典：「鶴田川 品井沼遊水地」 宮城県

(2) 水害の歴史

鳴瀬川流域では、古くは568年ころから災害の記録が残されているが、天保6年(1835)に大洪水があり、「耕土は泥海と化し、収穫は皆無・・・」という大飢饉を招いた洪水が発生している。

近年では、昭和61年8月の大洪水で吉田川の堤防が決壊し、大崎市鹿島台地区が12日間冠水するなど、大災害となった。その後も度々洪水被害に見舞われたが、令和元年10月の令和元年東日本台風では昭和61年8月洪水以来の吉田川堤防決壊に見舞われ、再び10日間冠水し甚大な被害を受けた。

表 3-1 鳴瀬川流域の主な水害

洪水発年	三本木地点		被害状況
	流域平均 2日雨量 (mm)	最大流量 (m ³ /s)	
明治43年8月	305	約4,100	死者:26名、行方不明者:17名、負傷者:39名 家屋全半壊:131戸、床上浸水:422戸、床下浸水:171戸 氾濫面積:925ha
大正2年8月	230	-	床上浸水:約400戸、床下浸水:約470戸
昭和22年9月 (カスリン台風)	284	約3,370	床上浸水:850戸、床下浸水:650戸(吉田川) 氾濫面積:3,134ha(吉田川)
昭和23年9月 (アイオン台風)	268	約2,480	床上浸水:1,001戸、床下浸水:925戸(吉田川) 氾濫面積:6,491ha(吉田川)
昭和25年8月	249	約2,730	家屋流出:46戸(吉田川) 床上浸水:614戸、床下浸水:344戸(吉田川) 氾濫面積:4,185ha(吉田川)
昭和61年8月	254 289.2(落合)	約1,610 約1,190(落合)	床上浸水:(外水)1,056戸、(内水)67戸(吉田川) 床下浸水:(外水)503戸、(内水)105戸(吉田川) 氾濫面積:6,050ha(吉田川)
平成14年7月	168	約1,130	床上浸水:(外水)1戸、(内水)2戸(吉田川) 床下浸水:(外水)17戸、(内水)58戸(吉田川) 氾濫面積:(外水)13ha、(内水)824ha(吉田川)
平成23年9月	257	約1,450	床上浸水:(外水)4戸、(内水)-戸(吉田川) 床下浸水:(外水)5戸、(内水)-戸(吉田川) 氾濫面積:(外水)334ha、(内水)400ha(吉田川)
平成27年9月	310 324.0(落合)	約2,350 約1,670(落合)	床上浸水:(外水)144戸、(内水)20戸(吉田川) 床下浸水:(外水)163戸、(内水)8戸(吉田川) 氾濫面積:(外水)1,489ha、(内水)106ha(吉田川)
令和元年10月 (東日本台風)	330.8(落合)	約1,930(落合)	全壊109戸、大規模半壊32戸、半壊161戸(吉田川) 床上浸水302戸、床下浸水65戸(吉田川) 氾濫面積:5,540ha(吉田川)

出典：昭和25年8月洪水以前は「概要江合・鳴瀬両河川改修工事誌（北上川下流工事事務所）」、
昭和61年～平成27年洪水は「水害統計」から記載。
令和元年10月洪水は、大崎市資料より記載。

鳴瀬川水系河川整備計画[大臣管理区間] 平成19年8月(令和2年1月変更)に加筆

3. 2 昭和61年8月洪水と「水害に強いまちづくりモデル事業」

(1) 昭和61年8月洪水の概要

茨城県沖で台風10号から変わった温帯低気圧が太平洋沿岸を北上し、宮城県平野部を中心に豪雨をもたらした。

吉田川においては、直轄管理区間4箇所では堤防が決壊し、旧鹿島台町（大崎市）を中心に最大12日間冠水（床上浸水1,123世帯、床下浸水608世帯、氾濫面積約6,050ha）した。



図 3-2 昭和61年8月洪水による被害状況

吉田川洪水の記録（旧鹿島台町）および昭和61年8月洪水記録（建設省北上川下流工事事務所）に加筆



上志田地区堤防決壊地点



排水ポンプ車（内浦地区）



堤防開削による排水（鎌巻地区）



吉田川堤防への避難（上志田地区）

泥海と闘い復旧開始 鹿島台

堤防を切り開いて始まった排水一鎌巻地区。手前は吉田川

吉田川決壊箇所（矢野）

下流の堤防切り排水

吉田川決壊4か所には盛土

排水開始に歓声

国を動かした住民の声

「国を動かすには、まず住民の声を国に届けることが必要だ。今回のように、大規模な災害が発生した際には、国に声を届けることが、被災者の命を守るために必要だ。今回のように、大規模な災害が発生した際には、国に声を届けることが、被災者の命を守るために必要だ。」

「国を動かすには、まず住民の声を国に届けることが必要だ。今回のように、大規模な災害が発生した際には、国に声を届けることが、被災者の命を守るために必要だ。」

舟から落ちて水死

豊善 家財道具を運ぶ途中

「豊善 家財道具を運ぶ途中、舟から落ちて水死した。豊善 家財道具を運ぶ途中、舟から落ちて水死した。」

読売新聞 昭和61年8月8日（金）朝刊

図 3-3 昭和61年8月洪水による被害状況

出典：昭和61年8月豪雨 吉田川洪水写真集（建設省北上川下流工事事務所）
 昭和61年台風第10号大雨・洪水 8.5豪雨災害 吉田川洪水の記録 宮城県鹿島台町

(2) 「水害に強いまちづくりモデル事業」

昭和61年8月洪水を受けて、「吉田川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）」による治水対策が行われる一方で、「超過洪水対策及びその推進の方策について」の河川審議会答申が出され、昭和63年度に「水害に強いまちづくりモデル事業」制度が創設された。

これを受けて、水害に強いまちづくり研究会の設立、翌平成元年度に大崎市鹿島台地域・大郷町・松島町がモデル事業指定及び「水害に強いまちづくり事業推進協議会」が設立された。翌平成2年度には吉田川激特事業、非常用排水樋管（志田谷地）が竣工し、防災行政無線受信機の全戸設置が完了した。さらに平成6年度からは、二線堤や水防災拠点の整備が開始され、平成13年度には水防災拠点（盛土）が完成、平成25年度には二線堤・国道346号鹿島台バイパス兼用区間、平成28年度には二線堤現道嵩上拡幅区間の供用が開始された。

「水害に強いまちづくりモデル事業」は、現在の「流域治水」の考え方を先取りした画期的な取り組みであった。

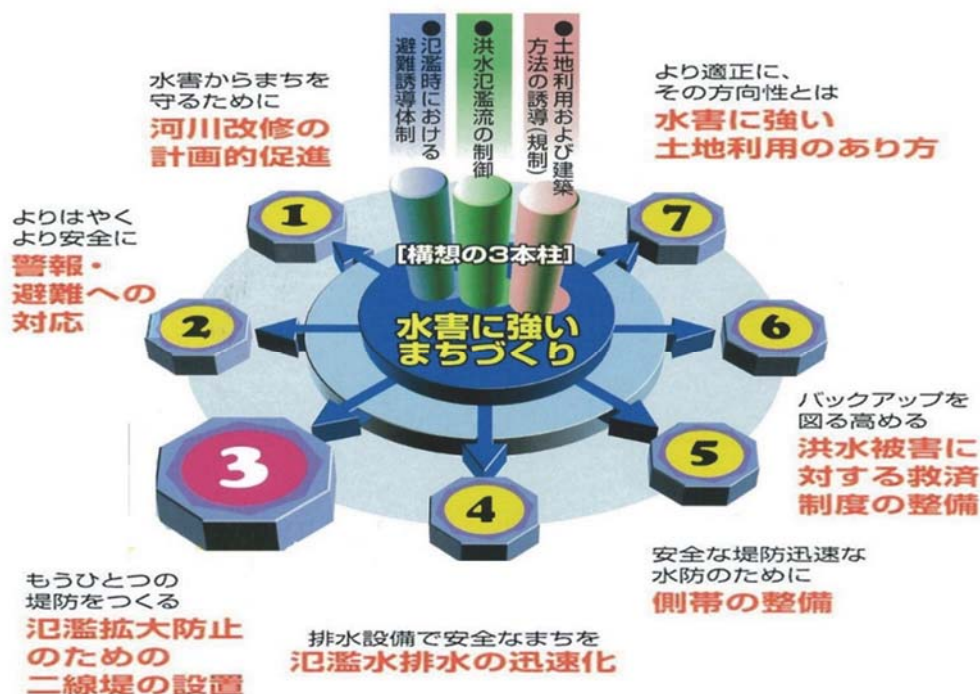


図 3-4 水害に強いまちづくりモデル事業の構成イメージ

表 3-2 水害に強いまちづくりモデル事業メニュー

事業メニュー	事業の内容	事業種別		事業主体			具体的な事業	実施状況	
		ハード	ソフト	国	県	市			
1) 治水安全度の向上	① 吉田川・鳴瀬川の改修事業	●		●			・ 激甚災害対策特別緊急事業 ・ 河川改修事業 鳴瀬川中流地区 河川改修事業 吉田川中流地区 河川改修事業 鳴瀬川河口部 河川復旧・復興事業	・ 完成 (S61~H2) ・ 実施中 (H15~)	・ 堤防の嵩上げ、腹付け、及び河道掘削等 ・ 鳴瀬川中流地区河道掘削及び堤防拡築 ・ 吉田川中流地区河道掘削
	② 高城川水系鶴田川の改修	●			●		・ 中小河川改修事業	・ 実施中	・ 平成8年に越流堤のフェーシングを完了
	③ 側帯の整備	●		●			・ 15箇所	・ 5箇所完成	堤防の安全・強化、緊急時に使用するための土砂の備蓄、さらに環境保全 ※主目的：一次避難地
2) 氾濫拡大の防止	④ 二線堤の建設 (吉田川の堤防決壊時に家屋約860戸、⑤ 230haの浸水を解消)	●		●	●		・ 二線堤と国道346号バイパスの共同事業 ・ 市街地側嵩上拡幅区間	L=4, 120m L=635m	二線堤バイパス区間 平成25年3月に供用開始 内ノ浦交差点より市街地側嵩上拡幅区間 平成28年3月末完成
	⑥ 二線堤整備を行っても氾濫水の影響が残る地区に対する対策	●		●			・ 二線堤 河川単独区間	L=1, 100m	二線堤河川単独区間 L=1, 100m (済) 土堤部のみ区間 二線堤 (河川管理用通路・バイパス) L=1, 500m 休止
	⑦ 氾濫流制御施設 (耐水型地域整備事業)	●		●			・ 基金の創設 ・ 民間補償制度の活用 ・ 民間補償制度の活用 ・ 宅地関連補償制度の活用	・ 大崎市災害見舞金 ・ 既存制度を活用 ・ 既存制度を活用	・ 居宅が全壊・流失→5万円、 居宅が半壊・床上浸水→3万円 ・ 被災者生活再建支援制度 ・ 災害救助法による住宅応急修繕
3) 避難地警報システム	⑧ 水防災拠点	●		●			・ 1箇所	・ H28完成	基盤整備、ヘリポートの整備済 (臨時ヘリポートとして登録済み) 志田谷地水防倉庫 (大崎市) (H25)
	⑨ 避難路	●		●	●		・ 国・県：二線堤 (河川管理用通路・バイパス) の確保 ・ 市：市道の整備 (志田谷地3号線)	・ 実施中 (休止) ・ 完成	二線堤 (河川管理用通路・バイパス) L=1, 500mの休止 水防災拠点 (下志田) に至る市道を ほ場整備事業により拡幅
	⑩ 地域防災情報システム		●		●		・ 防災行政無線の整備 ・ 洪水ハザードマップの作成・配布	・ H2整備 ・ H7, H29 作成・配布	防災行政無線 親局1局・固定系屋外小局5局
	⑪ 国土交通省～大崎市鹿島台総合支所館の情報システム		●	●		●	・ ホットラインの整備	・ 整備済	河川情報カメラ・光ファイバー設置 国土交通省 (北上川下流河川事務所) と 大崎市間で、情報システムを整備
	⑫ 被災者救助システム		●	●			・ 水防災拠点のヘリポート利用空間整備	・ H28完成	航空法第79条に基づき 臨時ヘリポートとして登録済
4) 氾濫水排水の迅速化	⑬ 非常時排水システム	●		●	●	・ 国：非常用排水樋管 2箇所 ・ 県：浸水しない排水機場整備	・ 完成 ・ 完成	非常用排水樋管：吉田川内浦樋管、 吉田川志田谷地排水樋管 宮城県：山王江排水機場、品井沼排水機場、 志田谷地排水機場	
5) 適正な土地利用の誘導	⑭ 開発規制条例の指導		●		●	・ 開発規制条例の施行 ・ 宅地嵩上げの推奨 ・ 住いの工夫	・ 未成	開発規制の区域指定は難しく、 宅地造成等の開発は民活にゆだねる 建築確認申請の際に、宅地嵩上げ等を指導 住宅リフォーム助成事業を活用して 住まいの工夫を啓発	
6) 治水の道ネットワークの整備	⑮ 治水の歴史と良好な水辺空間の活用	●		●	●	・ 地域交流ネットワーク (治水の道ネットワーク：二線堤含む) ・ 交流拠点の整備	・ 完成 ・ 完成	鎌田記念ホール、二線堤、水防災拠点、鳴瀬川・ 吉田川の良好な水辺空間を結ぶ道路を、サイクリング道路及び遊歩道として活用 鎌田記念ホール (メインアリーナ・多目的ホール・トレーニングルーム・鎌田三之助展示室)、 野球場、テニスコート等の屋外施設等の整備	
7) 活力ある快適生活拠点都市の形成	⑯ 水害に強い地域構造の形式及びこれを核としたまちづくり	●			●	・ 都市、河川、道路を有機的に結びつけたまちづくり行政	・ 完成	鹿島台駅周辺地区整備事業～駅舎改築、東西自由通路新設、駅前広場整備、駐輪場整備、駅東東西線整備 (1) 等 鹿島台駅東地区整備～駅東東西線整備 (2)、土地区画整理事業	

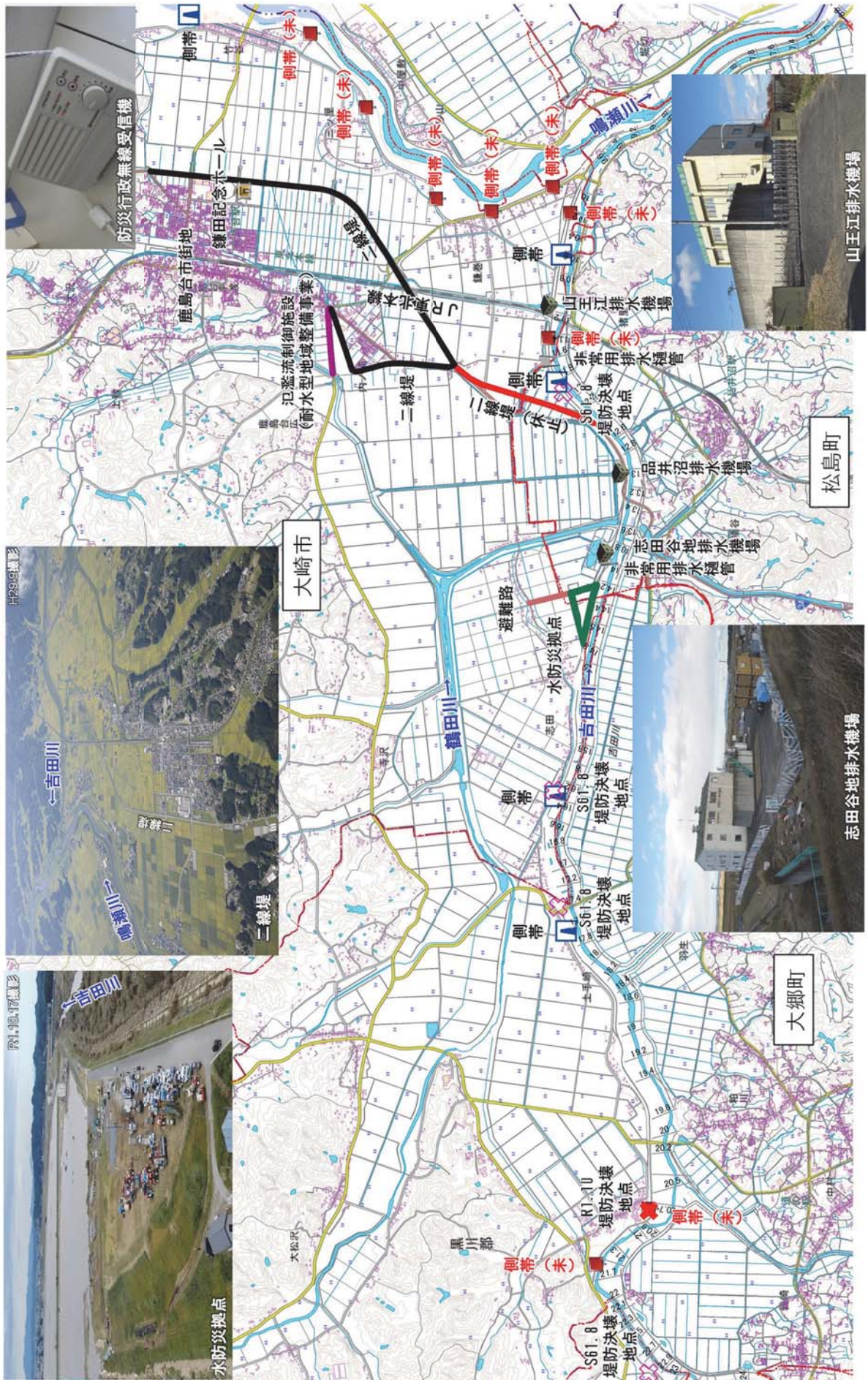


図 3-5 水害に強いまちづくりモデル事業 事業メニュー

3. 3 令和元年東日本台風による災害と鹿島台地域

(1) 令和元年東日本台風による鹿島台地域の状況

1) 令和元年東日本台風による浸水被害状況

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風は、同月12日に大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸した後、関東甲信越地方、東北地方を通過し、東日本を中心に広い範囲で記録的な大雨をもたらした。

鳴瀬川流域では、6雨量観測所と11水位観測所で既往1位の雨量や水位を観測し、吉田川では約27kmにわたり計画高水位（HWL）を超過、33箇所で越水、溢水が生じた。このうち中粕川地区の1箇所では堤防の決壊に至り、約680戸の家屋と5,540haに及ぶ地域が浸水するという甚大な被害を受けた。



図 3-6 吉田川堤防決壊の様子

出典：第3回鳴瀬川堤防調査委員会資料（令和元年12月3日 国土交通省東北地方整備局）



図 3-7 志田谷地地区の浸水状況（S61.8洪水、令和元年東日本台風）

中粕川地区の堤防決壊による氾濫水は、吉田川と鶴田川に挟まれた低平地形を流下し、途中土手先地区や川前地区の堤防を越水した氾濫水と合流しつつ、県道小牛田松島線を乗り越え、志田谷地地区に湛水した。

地区の三方を河川堤防に囲まれ、低平地のため機械排水に頼らざるを得ない志田谷地地区の浸水は長期化し、1週間以上浸水する家屋もあった。



写真出典：地理院地図

図 3-8 令和元年東日本台風における志田谷地地区の浸水日数

2) 鹿島台地域の浸水被害状況

① 姥ヶ沢地区の浸水被害状況

姥ヶ沢地区は大雨による増水時に自然排水が困難な内水常襲地区であり、床上 91 戸の浸水被害が生じた。

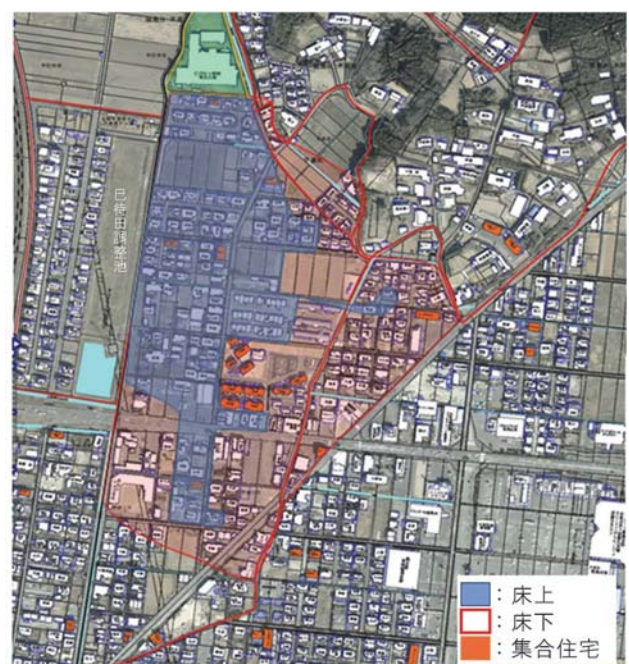


図 3-9 姥ヶ沢地区の浸水範囲

②志田谷地地区の浸水被害状況

志田谷地地区は低平地のため浸水範囲が広く（床上浸水 194 戸、冠水面積 311ha）、かつ浸水が長期化した。刈り取り前的大豆被害 58ha、収穫前飼料用米 11ha、水稻は収穫後のため被害は発生しなかったが、稲わらの流出により被害が拡大した。



空中写真：地理院地図（簡易空中写真）



写真：札幌市消防航空隊提供



写真：札幌市消防航空隊提供



図 3-10 志田谷地地区の浸水状況

③土木施設被害、農地・農作物被害

土木施設被害	
道路	81カ所
橋梁	1カ所
農業関連被害	
農作物	267ha
パイプハウス	19.7ha

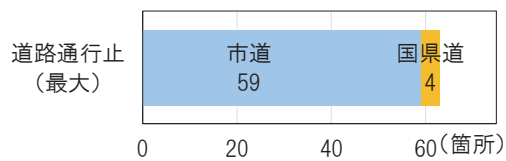


図 3-11 道路・農地被害状況

④救助活動（消防ヘリ、自衛隊ボート等）

姥ヶ沢地区	: 23人
志田谷地地区	: 52人
(10/12~13)	



写真：大崎広域消防本部提供

図 3-12 救助活動の様子

⑤避難所の開設状況

3カ所（旧鹿島台第二小学校体育館ほか）
 避難者数 137世帯 312人（最大時）
 ※旧鹿島台第二小学校体育館避難所は12月1日に閉所



図 3-13 救助活動の様子

⑥復旧活動



図 3-14 自衛隊やボランティアによる災害廃棄物の処理活動



図 3-15 オイルフェンスの設置



図 3-16 災害ゴミのストックヤードの確保

(2) 応急復旧や生活・生業の再建に向けた動き

吉田川左岸・粕川地区（大郷町）の堤防決壊による氾濫流は堤内地を流下し、かつての品井沼が広がっていた大崎市鹿島台志田谷地地区に湛水した。

氾濫による湛水と大雨による内水を含め、志田谷地とその周辺の湛水は約 5,540ha と広範囲に及んだ。

国土交通省では所有する排水ポンプ車を出先機関から集結させ、現地の排水機場とあわせ 24 時間体制で排水作業を実施したが、浸水解消までは堤防決壊から 10 日を要した。

志田谷地地区の浸水は床上浸水 194 戸に及び地域住民の多くは、吉田川の堤防上にある水防災拠点や指定避難所の旧鹿島台第二小学校に避難した。

また、農業被害では、稲の刈り取り後だったためコメに関しては大きな被害は無かったが、一部、刈り取ったコメを貯蔵していた施設浸水するなどの被害があった。

なお、当該地域で大規模に作付けしている「大豆」は、刈り取り前だったため長時間の冠水によって収穫が皆無となった。

このほか、野菜栽培の大規模営農施設などが浸水し、生産者にとって深刻なダメージとなった。

加えて、氾濫した水とともに刈り取り後の稲わらや塵芥をはじめ、家庭用ホームタンク・農業機械などの油が流出し、膨大な処理作業が伴い農地の復旧・回復を阻んだ。

一方で、被災後の生活・生業の復旧・再建に向けた国や自治体による支援策や個人での水害による住まいの救済等の取り組みも見られた。

被災者生活再建支援金

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

❏ 対象 次のいずれかに該当する世帯 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が「半壊」し、その住宅を解体した世帯、または住宅の敷地に甚大な被害が生じたために、その敷地内の住宅を解体した世帯 ③り災証明により、「大規模半壊」と認定された世帯

❏ 支給額 「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額を支給

※1人世帯の場合は、各該当欄の4分の3の金額です。

▶ 住宅の被害に応じて支給する基礎支援金

住宅の被害程度		基礎支援金の額
全壊		100万円
大規模半壊	解体した場合	100万円
	解体しない場合	50万円
半壊	解体した場合	100万円
	解体しない場合	対象外
一部損壊(準半壊)、一部損壊		対象外

※「大規模半壊」または「半壊」で解体した場合は、解体した状況が確認できる写真(解体前・解体中・解体後、各2～3枚程度)が必要です。

▶ 住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金

住宅の再建方法	加算支援金の額
建築・購入	200万円
補修	100万円
賃貸(公営住宅以外)	50万円

❏ 申請方法 必要書類を用意し、各申請期限まで社会福祉課または各総合支所市民福祉課に申請

区分	必要書類	申請期限
基礎支援金	申請書、り災証明書(原本)、住民票謄本、世帯主名義の通帳、写真(解体前・解体中・解体後、各2～3枚程度)など	令和2年 11月11日まで
加算支援金	被災世帯員名義の契約書など	令和4年 11月11日まで

被災住宅基礎のかさ上げ・敷地の盛土支援

☎ 建築住宅課建築開発指導係 ☎ 23-8057

災害で被害を受けた住宅を建て替え、または改修する場合、基礎のかさ上げなどに必要な経費の一部に補助金を交付しています。詳しくは、建築住宅課または各総合支所地域振興課にお問い合わせください。

❏ 対象 次の①～③すべてを満たす市民

① 次のいずれかに該当すること

- 被災住宅または被災宅地の所有者
- 被災住宅の所有者が居住していない場合で、所有者から本事業実施の同意を得た被災住宅の所有者の配偶者など

② 住宅等災害復旧事業(かさ上げ・盛土の支援)を行う住宅に居住していること

③ り災証明書により「半壊」以上と判定された住宅の所有者であること

❏ 要件 次のいずれかに該当する場合 ①台風19号により被災した住宅の建て替え、または改修に伴う基礎のかさ上げ工事で、地盤面から80センチメートル以上であること ②水害により被災した住宅の建て替えに伴う敷地の盛土工事で、地盤面から50センチメートル以上であること

❏ 補助金の額 被災住宅の住宅基礎のかさ上げ、および被災宅地の敷地の盛土の対象となる工事費の2分の1(限度額100万円)

※被災住宅および被災宅地復旧事業との重複申請はできません。

❏ 申請方法 必要書類の①～⑦を用意し、建築住宅課または各総合支所地域振興課に申請

❏ 必要書類 ①大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付申請書(申請窓口に備え付け) ②り災証明書の写し ③補助対象者の住民票の写し(申請時点のもの) ④被災住宅または被災宅地の所有を証する書類(固定資産税納税通知書および固定資産税名寄帳など) ⑤工事着手前の状況が確認できる写真 ⑥住宅等災害復旧事業に係る費用が記載された工事見積書および工事契約書の写し ⑦工事の図面

出典：広報おおさき別冊 (2019年12月1日発行)

建物の解体助成

☎ 環境保全課環境保全担当 ☎ 23-6074

被災した建物の解体助成を行います。

- ❑ **対象** 個人家屋(作業場や倉庫などを含む)や事業用家屋(小規模企業者、中小企業者、公益法人などが所有するものを含む)で、損壊の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋や、倒壊した門扉・塀など
- ❑ **解体方法** 所有者が業者に委託して解体

※解体する業者が分からない場合は、市に登録している業者を紹介します。

- ❑ **解体までのイメージ** ①解体希望者(事業者など)が市に申請 ②解体業者と市が協議(見積りなど) ③市が解体希望者に決定の連絡 ④市と解体業者が直接契約、解体を実施 ⑤解体業者の実績を市が確認し、市から業者へ支払い

❑ **申請期間** 令和2年12月31日まで

❑ **申請場所** 環境保全課または各総合支所地域振興課

応急避難に伴う市営住宅の入居募集(2回目)

☎ 建築住宅課住宅計画係 ☎ 23-8057

☎ 鹿島台総合支所地域振興課 ☎ 56-5520

台風19号で被害を受け、り災証明書の交付を受けた世帯を対象に、応急避難用の市営住宅の入居を募集します。

No	住宅名(部屋の階数)	間取り	住所	駐車場
1	古川駅南住宅(5階)	3K	古川駅南二丁目	△
2	古川若葉町住宅	3K	古川若葉町二丁目	△
3	古川諏訪改良住宅(1階)	2K	古川諏訪二丁目	△
4	古川諏訪改良住宅(2階)	2K	古川諏訪二丁目	△
5	古川諏訪改良住宅(3階)	2K	古川諏訪二丁目	△
6	古川諏訪住宅(1階)	1DK	古川諏訪二丁目	△
7	松山定住促進住宅(5階)	2DK	松山金谷字向田	○
8	松山定住促進住宅(5階)	2DK	松山金谷字向田	○
9	鹿島台福芦住宅(2階)	3K	鹿島台木間塚字福芦	x
10	鹿島台福芦住宅(2階)	3K	鹿島台木間塚字福芦	x
11	鹿島台福芦住宅(3階)	3K	鹿島台木間塚字福芦	x
12	鹿島台福芦住宅(4階)	3K	鹿島台木間塚字福芦	x

※駐車場の△は自治会管理、○は1台のみ駐車可能です。

- ❑ **対象** 次のいずれかに該当する世帯 ①市内で居住する「持家」が被災し、り災証明書の交付を受けた世帯 ②市内で居住する「民間賃貸住宅」が被災し、り災証明書の交付を受けた世帯で、被災住宅の修理などで一時入居ができない人

❑ **入居期間** 居住する「持家」が被災した世帯：市営住宅に入居した日の属する月から起算して6カ月 居住する「民間賃貸住宅」が被災した世帯：市営住宅に入居した日の属する月から起算して3カ月

❑ **家賃** 全額減免(無料)

※電気料金、水道料金、ガス代、自治会費、駐車場代は入居者負担です。

❑ **申請期限** 12月11日(水)まで(土曜日、日曜日は受け付けを行いません)

❑ **申請方法** 必要書類の①～④を用意し、建築住宅課または鹿島台総合支所地域振興課に申請

❑ **必要書類** ①市営住宅一時使用許可申請書(大規模災害用)(申請窓口に備え付け) ②り災証明書の写し(後日添付可) ③印鑑(認め印) ④居住する人(申請者)の本人確認ができるもの(運転免許証など)

❑ **その他** 応急避難用の市営住宅への引っ越し、退去に要する費用は入居者の自己負担です。また、犬猫などのペットを飼育することはできません。

住宅の応急修理

☎ 建築住宅課建築開発指導係 ☎ 23-8057

災害で被害を受けた住宅のうち、対象となる住宅に、一定の範囲内で応急修理に要する費用を助成します。

この制度を利用した場合、応急仮設住宅の提供を受けることはできませんが、応急避難に伴う民間賃貸住宅家賃の助成は受けることができます。

- ❑ **対象** り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」「半壊」または「一部損壊(準半壊)」の被害を受けた住宅で、そのままでは住むことができない状態にあり、修理を行うことで避難所への避難を要しなくなる世帯

※申し込み前に工事着手したもので、修理費用の支払いが済んでいない場合は対象となります。

※修理費用は、市が修理した業者へ直接支払います。被災された人への支払いはありません。

- ❑ **対象の工事** 住宅の居室、台所、便所など、生活に欠かせない部屋のうち、次に該当する修理 ①屋根、柱、床組、外壁、基礎などの応急修理 ②ドア、窓などの開口部の応急修理 ③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理 ④衛生設備などの応急修理

※内装(壁紙、間仕切り壁、ふすま、床組工事を伴わない畳・フローリングの交換)の修理、台風19号の被害と直接関係のない部分の修理、家電製品、家具などの修理は対象外です。

❑ **工事費の限度額** 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受けた住宅：59万5,000円以内 「一部損壊(準半壊)」の被害を受けた住宅：30万円以内

※限度額を超えた額は、自己負担となります。

❑ **工事の完了期限** 12月11日(水)まで

❑ **申請方法** 必要書類の①～⑦を用意し、建築住宅課または各総合支所地域振興課に申請

❑ **必要書類** ①住宅の応急修理申込書(申請窓口に備え付け) ②資力に係る申出書(半壊の場合のみ) ③修理見積書 ④誓約書 ⑤債権者登録書類(法人用、個人用) ⑥り災証明書の写し ⑦住宅の被害状況に関する申出書

出典：広報おおさき別冊 (2019年12月1日発行)

障害福祉サービス等の利用者負担額の免除

☎ 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 23-2167

被災された人で障害福祉サービスなどの利用者負担のある人について、利用者負担(食費などは除く)の支払い猶予、後日免除を予定しています。自立支援医療、補装具費などについても同様の取り扱いになります。

詳しくは、市ウェブサイトなどでお知らせします。

❏ 対象 次のいずれかに該当する人 ①全壊、半壊、床上浸水、またはこれに準ずる被害を受けた人 ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者が行方不明となった人 ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

国民健康保険税・介護保険料の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

国民健康保険・介護保険に加入している人の保険税(料)について、減免対象と割合を拡大しました。既に申請した人は、拡大した基準で減免を決定します。

❏ 対象 次のいずれかに該当する人 ①生計維持者が死亡、障がい者(国民健康保険税は除く)となり、または重篤な傷病を負った人 ②生計維持者が行方不明となった人 ③生計維持者の事業収入などの減少が前年に比べ10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が一定金額以下の人 ④生計維持者または被保険者の居住する住宅に「半壊」以上の損害を受けた人 ⑤生計維持者以外の被保険者が行方不明となった人(介護保険料は除く)

❏ 減免割合 10分の2～10分の10(介護保険料は10分の5～10分の10)

※対象の③により減免割合を判定する場合、保険金や損害賠償で補てんされる額を控除します。

❏ 申請期限 12月27日(金)まで

❏ 申請方法 必要書類の①～③を用意し、税務課または各総合支所市民福祉課で申請

❏ 必要書類 ①減免申請書(申請窓口で配布) ②り災証明書 ③生計維持事実が確認できる書類(死亡者・行方不明者がいる場合のみ) ④生計維持者の所得額がわかる書類(対象の③に該当する場合のみ)

後期高齢者医療保険料の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

災害発生日以後に納期限が到来する、令和元年度分(令和2年3月31日まで)の保険料額を減免します。

❏ 対象 次のいずれかに該当する人 ①生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人 ②生計維持者が行方不明となった人 ③生計維持者の事業収入などの減少が前年に比べ10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が一定金額以下の人 ④生計維持者の居住す

る住宅に「半壊」以上の損害を受けた人 ⑤生計維持者以外の世帯の人が行方不明となった人

❏ 減免割合 10分の2～10分の10

※対象の③により減免割合を判定する場合、保険金や損害賠償で補てんされる額を控除します。

❏ 申請期限 令和2年10月30日(金)まで

❏ 申請方法 必要書類の①～③を用意し、税務課または各総合支所市民福祉課で申請

❏ 必要書類 ①減免申請書(申請窓口で配布) ②り災証明書 ③生計維持事実が確認できる書類(死亡者・行方不明者がいる場合のみ) ④生計維持者の所得額がわかる書類(対象の③に該当する場合のみ)

弁護士無料法律相談の開設

☎ 消費生活センター ☎ 21-7321

被災された人を対象に、仙台弁護士会の弁護士による無料法律相談(1件あたり30分程度)を行います。

日時	場所
12月12日(木) 10時～16時	市役所東庁舎5階大会議室
12月13日(金) 10時～16時	鹿島台総合支所2階中会議室

❏ 申込方法 消費生活センターに電話で予約

※当日、事前予約なしで来所された場合は、お待ちいただく場合があります。

中小企業等グループの施設復旧等の支援

☎ 産業商工課商工振興担当 ☎ 23-7091

古川商工会議所 ☎ 24-0055

大崎商工会 ☎ 52-2272、玉造商工会 ☎ 72-0027

中小企業などがグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧などの費用の一部を国から支援します。詳細は、市ウェブサイトなどでお知らせします。

❏ 対象 台風19号により被害を受けた中小企業者(農業法人などを含む)、中小企業事業協同組合など

❏ 補助率 4分の3(上限15億円)

❏ 対象項目 施設、設備の復旧費用など(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費などを含む)

❏ 公募開始 11月下旬以降

生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付

☎ 大崎市社会福祉協議会 ☎ 21-0550

当面の生活費を必要とする世帯に、原則一世帯につき一回限り10万円、場合により20万円の資金貸付が行われます。詳しくは、大崎市社会福祉協議会ホームページ(<https://www.osaki-shakyo.com>)を確認ください。

❏ 償還期限 据置期間(貸付の日から1年以内)終了後、24カ月以内(無利子)

出典：広報おおさき別冊 (2019年12月1日発行)

農業用ハウスの復旧・修繕・撤去

☎ 農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎ 23-7090
 ☎ 環境保全課生活環境担当 ☎ 23-6074

被災した農業用ハウスの再建に係る復旧・修繕、撤去費用の一部を助成します。①復旧・修繕する場合、②撤去する場合で、支援内容や担当部署が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

❏ 対象 今後も営農を継続する見込みのある人
 ❏ 補助率 園芸施設共済加入者：2分の1、園芸施設共済非加入者：10分の3

❏ 必要書類 被災証明書、被災した農業用ハウスの写真など

※既に農業用ハウスの復旧・修繕に着手した場合は、見積書・発注書・請求書・納品書・領収書などを保管してください。

❏ 問い合わせ先 ①復旧・修繕する場合：農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎23-7090 ②撤去する場合：環境保全課生活環境担当 ☎23-6074

※各総合支所地域振興課でも受け付けています。

農業用機械・畜舎の復旧・修繕・再取得

☎ 農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎23-7090

被災した農業用機械・畜舎の復旧に係る費用の一部を助成します。詳しくはお問い合わせください。

❏ 対象 今後も営農を継続する見込みのある人

❏ 補助率 2分の1

❏ 必要書類 被災した機械や畜舎の被災証明書、被災した機械や畜舎の写真

※既に着手した場合は、見積書・発注書・請求書・納品書・領収書などを保管してください。

稲わらの処理

☎ 農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎ 23-7090
 各総合支所地域振興課農林商工担当

① すき込み

大規模な浸水被害を受けた稲作農業などの継続に向けて行う取り組みに要する経費を支援します。土づくりに係る、稲わらのすき込みなどへの支援となります。詳しくはお問い合わせください。

❏ 対象 大規模な浸水被害により営農が再開できない人

❏ 要件 今後、収入保険や農作物共済に加入すること

❏ 交付単価 10,000円/10アール

❏ 必要書類 稲わらのすき込みなど、被災後の土づくりの取り組み前後の写真

② 収集運搬

ほ場に堆積した稲わらなどの収集・運搬に係る経費を支援します。農業者自らが、ほ場から稲わらを上げ、指定された集積所まで持ち込んだ場合に対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

❏ 対象 ほ場に稲わらが堆積し、次年度以降の営農活動に支障をきたす人

❏ 交付単価 5,000円/1立方メートル

❏ 必要書類 稲わらの収集前後の写真

被災した出荷前の玄米に対する支援

☎ 農林振興課農業経営・水田農業担当 ☎ 23-7090

保管していた倉庫などが浸水し、米が出荷できなくなった農家を対象に、営農を再開するための取り組みに要する経費を支援します。詳しくはお問い合わせください。

❏ 要件 今後、収入保険や任意共済特約などに加入すること

❏ 交付単価 70,000円/10アール(国庫補助1/2)

❏ 必要書類 被災した倉庫や玄米の被災証明書、被災した倉庫や玄米の写真

被災農業者に対する資金融資

☎ JA古川 金融共済部金融推進課 ☎ 23-6701
 JA新みやぎ みどりの地区本部 ☎ 87-3321
 JA新みやぎ いわでやま地区本部 ☎ 72-0004

施設復旧や運転資金などの融資制度があります。詳しくは、最寄りのJAなど金融機関にお問い合わせください。

❏ 融資などの種類 農林漁業施設資金、農業近代化資金、農林業セーフティネット資金、宮城県農業災害対策資金、大崎市農畜産業被害対策支援資金

被災農地などの復旧

☎ 農林振興課農村整備担当 ☎ 23-2318

農地やかんがい施設などの復旧について、今後、支援対象となる可能性があります。支援情報の発表を待たずに着手する場合は、①被災箇所位置図、②施行前後の写真、③見積書、④領収書を保管してください。

詳しくはお問い合わせください。

掲載した内容は、令和元年11月17日時点の情報をもとに作成しています。最新の情報は、市ウェブサイト等で随時お知らせいたします。

3. 4 令和元年東日本台風にみる「水害に強いまちづくり」

(1) 「水害に強いまちづくり事業」の効果と課題

令和元年東日本台風災害を受けて、国交省・宮城県・吉田川沿川自治体は、既存の「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」に分科会を設置し、より水害に強いまちづくりの推進について検討を行った。

その中で、昭和 61 年 8 月洪水を契機として進めてきた「水害に強いまちづくり事業」が、令和元年東日本台風災害を踏まえ、その効果・課題について、地域住民や行政、水防団等関係機関へのアンケートを基に検証を行っている。

その主な内容については以下のとおりである（「吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクトとりまとめ」より抜粋）。

1) 河川改修の計画的な促進

令和元年東日本台風災害では、堤防決壊や越水が発生し吉田川的能力を超える規模の洪水となったが、昭和 61 年 8 月洪水後の「河川激甚災害対策特別緊急事業」、さらにその後の吉田川の堤防拡築や河道掘削、品井沼遊水地（宮城県）の整備により、当該地域の治水安全度は確実に向上している。



図 3-17 吉田川河道掘削の様子
(品井沼大橋より上流の眺望：R4.9)



図 3-18 品井沼遊水地越流堤

2) 避難

「水害に強いまちづくり事業」において、各戸に防災無線受信機を配備したことにより、今回、防災情報は適確に伝達・受信できた。しかし屋外での音声の聞き取れない事例もあったため、屋外子局等増設する必要がある。また、避難地である水防災拠点までの道路が冠水して通行できず、かさ上げするなど安全に避難できる方策を検討すべきである。



図 3-19 令和元年東日本台風後に増設された屋外子局（中志田集会所）

3) 氾濫拡大防止の二線堤の設置

昭和 61 年 8 月洪水を受けて、国交省及び宮城県の共同事業で、国道 346 号バイパスを兼用の二線堤を整備した。今回の東日本台風の氾濫流は二線堤まで達しなかったが、全区間において冠水による通行止めが生じることなく幹線道路としての機能を果たした。

一方で、二線堤内で内水による家屋浸水被害が顕著に見られ、雨水調節施設の増設など内水対策が必要である。



図 3-20 二線堤（国道 346 号バイパス区間）

4) 氾濫水排水の迅速化

「水害に強いまちづくり事業」などに基づき耐水化された排水機場は、冠水によって機器停止に至らず稼働したが、今回の雨量・家屋浸水被害の状況から、排水能力の増強を必要とする機場もある。

一方で迅速な排水のため整備された「非常用排水樋管」は、氾濫後も断続的な降雨によって吉田川の水位が高い状態が続き、その機能を十分に発揮できなかった。

また、堤防天端が狭いことで排水ポンプ車が入れず、効率的に排水できない現場もあった。



図 3-21 志田谷地排水樋管（非常用排水樋管）

5) 側帯の整備

吉田川の堤防に隣接し整備された「水防災拠点」には、志田谷地地区の住民が自家用車や農機具等を伴い避難し、避難場所としての機能を果たした。一方で湛水が解消する期間までの避難生活（宿泊・トイレ・食料備蓄）に対応した施設整備が必要である（志田谷地防災センター整備済み）。

そのほかに整備した側帯も一時避難場所、排水ポンプ車の配置スペースとして機能した。なお、多くの排水ポンプ車の排水作業に当たり、効率的に排水するため配置位置の検討とそれに必要に応じて側帯を増設すべきである。



図 3-2 2 志田谷地防災センター

6) 水害に強い土地利用のあり方

大崎市では水害で被災した住宅の改築・改修に伴う基礎のかさ上げや敷地の盛土工事において、一定の条件を満たす場合、その工事の費用の一部を支援する制度を創設し実施している。

しかしながら、支援があっても個人の持ち出しが大きく、新築以外での対応が困難であることから、制度拡充のための財源確保について検討が必要である。



図 3-2 3 宅地嵩上げの様子（志田谷地地区）

(2) さらなる「水害に強いまちづくり」への道筋

鹿島台地域は、遡れば仙台藩によって元禄潜穴が造られ、明治時代に入ってから明治潜穴・高城川開削など先人たちの努力によって、水害と闘いながら、拓かれてきた地域である。

大正時代には内務省によって進められた吉田川の開削・延伸、支川鶴田川の完全分離（幡谷サイホン）など抜本的な対策が進められ、着実に治水安全度の向上が図られてきた。

しかしながら、昭和に入ってから水害は度々発生し、地域に住む人々を苦しめてきた。

特に昭和 61 年 8 月洪水は当時の吉田川の治水整備水準を越える規模となり、4箇所にわたって堤防が決壊し鹿島台地域を呑み込み、氾濫水は 12 日間にわたり湛水し、鹿島台地域に住む人々の生活や地域経済・社会活動に大きなダメージを与えた。

前述のとおり、この水害を契機として「水害に強いまちづくり」という構想を国や県・地域が連携して議論し、地域に暮らす住民にも合意を得ながら事業化し、さまざまな対策を進めてきた。

未曾有の水害から 33 年が経過し、令和元年東日本台風によって再び吉田川の堤防が決壊して鹿島台地域は大きなダメージを受けたが、前項の「水害に強いまちづくり」による対策の検証を俯瞰したとき、課題がいくつか見受けられたものの着実に「水害に強い地域」の姿が形づくられてきていると確信する。

今後、これまで進めてきた「水害に強いまちづくり」の理念を基本とし、災害時の国や自治体あるいは大崎市独自の災害支援制度を活用し、あるいは充実していくことで、さらなる「水害に強いまちづくり」を目指していく。

